

*2017 年 7 月改訂（第 2 版 新記載要領に基づく改訂、他）
2005 年 10 月作成

医療機器届出番号 13B1X00101000006

機械器具 74 医薬品注入器
一般医療機器 薬液調整用針（JMDN コード：70379000）

プレフィルドシリンジホルダー

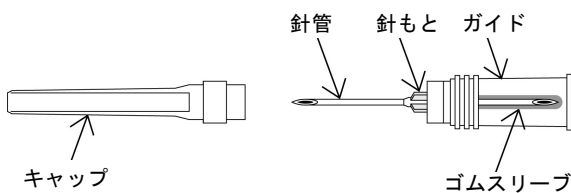
再使用禁止

*【禁忌・禁止】

*再使用禁止、再滅菌禁止

*【形状・構造及び原理等】

<構造図>



*血液・体液に接触する部分の原材料一覧

部品名	原材料
針管	ステンレス鋼
潤滑剤	シリコーン油

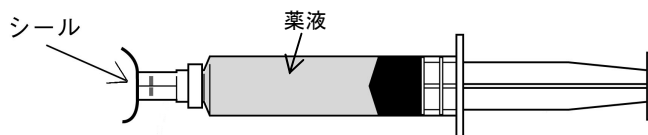
【使用目的又は効果】

<使用目的>

本品は、シリンジ型医薬品容器に充填された薬剤（プレフィルドシリンジ）の薬液排出を行うための器具である。

*【使用方法等】

本品は、プレフィルドシリンジに接続し使用する。

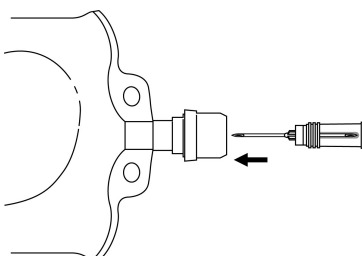


<プレフィルドシリンジ>

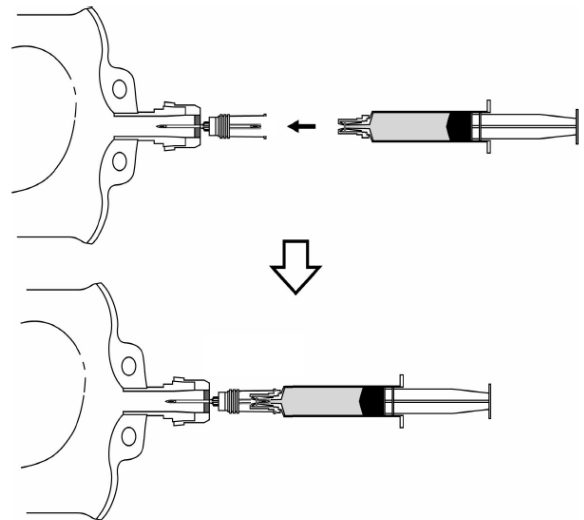
1. 本品のキャップを針管に触れないように、まっすぐ外す。



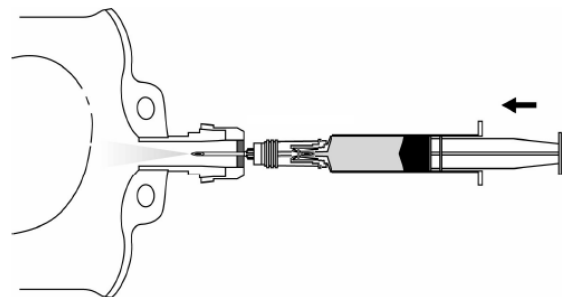
2. 本品を輸液剤容器のゴム栓にゆっくり、まっすぐ刺通する。



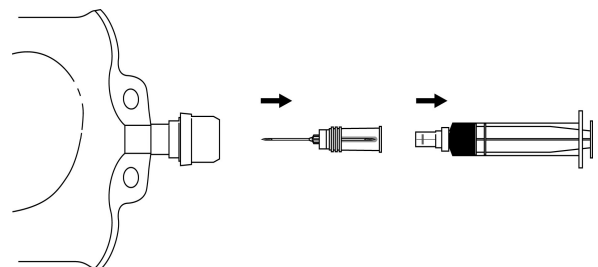
3. プレフィルドシリンジ先端部のシールをはがし、本品にまっすぐ完全に押し込む。



*4. 薬液を注入する。なお、連続して混注する場合は、本品を押さえながら、プレフィルドシリンジをまっすぐ外し、次のプレフィルドシリンジを押し込む。



5. プレフィルドシリンジ、本品の順に外す。



<使用方法等に関連する使用上の注意>

- (1) 本品は1 輸液剤容器に対して1 回の使用である。
- (2) キャップを外す際は、針先がキャップに触れないように注意すること。〔キャップが触れると針先が変形し、刺通しづらくなる可能性がある。〕
- (3) 針管には直接手を触れないこと。
- * (4) 本品を輸液剤容器のゴム栓に刺通する際は、既に他の針を刺通した箇所は避けること。

【使用上の注意】

<重要な基本的注意>

リキャップする必要がある場合は、針刺しを防止するため、保護具等を使用するか、キャップを手で持たずに台等に置いて、キャップをまっすぐに被せること。〔傾けて被せると、針管がキャップを突き抜ける可能性がある。〕

【保管方法及び有効期間等】

<保管方法>

水ぬれに注意し、直射日光及び高温多湿を避けて保管すること。

<有効期間>

使用期限は外箱に記載（自己認証による）

***【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】**

製造販売業者：テルモ株式会社

*電 話 番 号：0120-12-8195 テルモ・コールセンター

